

令和6年度板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成事業実施要綱

令和6年10月11日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、経済的な理由により自宅に家庭用エアコンディショナー(以下「エアコン」という。)を設置していない又は現に設置しているエアコンが故障により使用できない高齢世帯に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用(以下「エアコン購入費」という。)を助成する事業(以下「本事業」という。)を実施することにより、熱中症等による健康被害の予防を図ることを目的とする。

(助成の対象世帯)

第2条 助成の対象となる世帯(以下「助成対象世帯」という。)は、助成金交付申請日時点で次に掲げる要件を全て満たす世帯とする。ただし、区長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 板橋区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき区の住民基本台帳に記録されている者で、かつ、助成対象世帯の全員が65歳以上で構成する世帯であること。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯に該当しない世帯であること。
- (3) 世帯全員の介護保険料が、東京都板橋区介護保険条例(平成12年板橋区条例第25号)第11条第1項第1号から6号までに規定する保険料(同条第2項の規定により、被保険者の保険料が減額賦課されている場合は、同項に規定する保険料)であること。
- (4) 居住している住宅においてエアコンがない、又は故障により使用できるエアコンがない世帯であること。
- (5) 賃貸住宅に居住している場合は、エアコン設置及び設置工事に関して、家主から承諾を得ていること。ただし、都営住宅又は区営住宅に居住している場合を除く。
- (6) この要綱による助成を既に受けたことがある世帯ではないこと。

(助成対象機器等)

第3条 助成の対象となるエアコンは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 助成金の交付決定後、令和7年3月31日までに、購入及び居住する住宅への設置が完了しているエアコンであること。ただし、やむを得ない事由があると区長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 壁又は窓枠に固定して設置するエアコン(新品の製品に限る。)であること。ただし、区長が住宅の構造等を理由にエアコンを壁又は窓枠に固定して設置することが困難であると認める場合は、その他のエアコンを対象とすることができる。

(3) 助成対象世帯が居住する区内の住宅に設置するものであること。

(4) 事業の用に供するものでないこと。

2 この要綱による助成の対象となるエアコンの台数は、1世帯当たり1台とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げるエアコン購入費のうち実際に支払った額で、1世帯につき10万円を限度とする。ただし、実際に支払った額が10万円に満たない場合は、その支払った額を限度額とする。

(1) エアコン本体購入費

(2) 配送費

(3) 設置・工事費

(4) 撤去費

2 助成対象世帯が自らエアコンの設置工事を行った場合、当該設置工事に要した費用は、助成対象に含まないものとする。

3 エアコン購入に係る延長保証料及び電池等消耗品費は、助成対象に含まないものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成を受けようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、エアコンを購入する前に板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付申請書兼同意書（別記第1号様式）により、区長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請期間は、令和6年11月18日から令和7年2月14日までとする。

3 申請者は、申請にあたり、エアコンを設置する予定の住宅について、区が実施する訪問調査を受けなければならない。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付が適当でないと認めたときは、板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更)

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付決定通知を受けたもの（以下「交付決定者」という。）が、申請した内容を変更しようとするときは、板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付変更届（別記第4号様式）を、第9条の規定による助成金の請求を行う前に区長へ提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(取下げ)

第 8 条 交付決定者が、申請の取下げをしようとするときは、板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付取下げ届（別記第 5 号様式）を、次条の規定による助成金の請求を行う前に区長へ提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- 2 区長は、前項の取下げ届を受けたときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、交付決定者に対し、板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付取下げ承認書（別記第 6 号様式）により通知するものとする。

(完了報告及び助成金の請求)

第 9 条 交付決定者は、助成金を請求するときは、板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付請求書兼口座振替依頼書（別記第 7 号様式）に、エアコン購入費の領収書を添えて、令和 7 年 3 月 31 日までに区長に請求しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第 10 条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、助成を適当と認めたときは、助成金の額を確定し、板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付額確定通知書（別記第 8 号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成を不適当と認めたときは、板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金不支給決定通知書（別記第 9 号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の支給方法)

第 11 条 区長は、前条の規定により助成金の額の確定及び通知を行った後、交付決定者に助成金の支給を行う。

- 2 助成金の支給は、原則として口座振込による方法により行う。

(交付決定の取消し)

第 12 条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付が暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成 24 年板橋区条例第 28 号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- (3) 第 2 条及び第 3 条に規定する要件を備えなくなったとき。
- (4) 助成を辞退したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付取消通知書(別記第 10 号様式)に理由を付して、その旨を当該取消しに係る交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 13 条 区長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金の交付がされているときは、板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金返還命令書(別記第 11 号様式)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(機器の管理等)

第 14 条 エアコン購入費の助成を受けた者は、最善の注意をもって当該助成を受けた機器を使用し、及び維持管理しなければならない。

- 2 エアコン購入費の助成を受けた者は、本事業の目的に反して当該助成を受けた機器を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 18 日から施行する。

年 月 日

なお、本助成金の申請にあたっては、本申請書に記載の助成対象世帯の要件に該当することに相違ありません。

申請者	住 所 (〒) 板橋区		電話番号
	フリガナ 氏 名		生年月日 明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月 日 (歳)
世帯員全員 (上記申請者以外)	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日 明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月 日 (歳)

自家 ・ 賃貸（ 借家 マンション・アパート 都営・区営住宅 UR シェアハウス ）

☐ 板橋区において既に本事業の助成を受けたことがない

年 月 日

世帶員署名

☐ 区は、本助成金の交付に伴い、申請者が締結するエアコンに関する契約、それに伴う諸工事及び家主との賃貸借契約に関する事項について一切の責任を負いません。

板橋生第 号
年 月 日

（住所）

様

板橋区長

板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 受付番号

2 交付額

エアコン購入費	金額
(1)エアコン本体購入費 (2)配送費 (3)設置・工事費 (4)撤去費	エアコン購入費の実費 ただし、実際に支払った額が 10 万円以上の場合は、 10 万円とする。

3 その他

- (1) エアコンの購入及び設置を完了し、必要な書類を添付の上、板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付請求書兼口座振替依頼書（別記第7号様式）を、別紙案内のとおり提出してください。
- (2) 申請内容を変更するとき又は申請を取下げしようとするときは、板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付変更届（別記第4号様式）又は板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付取下げ届（別記第5号様式）を提出してください。

板福生第 号
年 月 日

（住所）

様

板橋区長

板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金について、下記の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

記

不交付理由

年 月 日

板橋区長

板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付変更届

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付で申請した、板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金について、下記のとおり変更を行うため、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更内容
(変更前)

(変更後)

2 変更理由

3 添付書類

年 月 日

板橋区長

板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付取下げ届

住所 _____

氏名 _____

年 月 日付けで交付決定した、板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金について、下記のとおり取下げ願います。

記

1 取下げ理由

2 添付書類

板福生第 号
年 月 日

（住所）

様

板橋区長

板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付取下げ承認書

年 月 日付で申請のあった板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付取下げについて、承認したので通知します。

板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付請求書兼口座振替依頼書

年 月 日

（宛先）板橋区長

（申請者）住所

氏名

令和 6 年度板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成事業実施要綱第 6 条に基づき交付決定を受けた助成金について、下記のとおり請求します。

請求金額		万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---

※ 請求金額について

エアコン購入金額が 100,000 円を超える場合は上限金額「100,000 円」、超えない場合は「エアコン購入金額」を記入してください。

上記に係る板橋区からの助成金について、下記の口座に振り込むことを依頼します。

金融機関名				支店名			
銀行 信用金庫 信用組合				支店 出張所			
金融機関コード (4桁)				支店コード (3桁)			
預金種別 (いずれかに○)				口座番号			
普通 ・ 当座 ・ 貯蓄							
口座 名義	フリガナ						
	漢字						

ゆうちょ銀行											
貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。											
通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に記入)						通帳番号 (右詰めで記入)					
1				0	※						1
口座 名義	フリガナ										
	漢字										

※ 申請者と口座名義の氏名は、同一のものとしてください。申請者以外の口座へ振り込む場合は、別途委任状が必要です。

板橋生第 号
年 月 日

（住所）

様

板橋区長

板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付額確定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金について、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額

¥ . -

板福生第 号
年 月 日

（住所）

様

板橋区長

板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金の交付請求について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定内容
エアコン購入に伴う助成金の不支給
- 2 不支給理由

板福生第 号
年 月 日

（住所）

様

板橋区長

板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金交付取消通知書

年 月 日付 板福生第 号で通知した板橋区非課税等高齢世帯
エアコン購入費助成金交付決定について、令和 6 年度板橋区非課税等高齢世帯エ
アコン購入費助成事業実施要綱第 12 条の規定に基づき、下記の理由により交付決定を取
り消しましたので通知します。

記

1 取り消し理由

2 交付決定取消金額
円

板福生第 号
年 月 日

（住所）

様

板橋区長

板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金返還命令書

令和 6 年度板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成事業実施要綱第 13 条の規定に基づき、 年 月 日付 板福生第 号で交付決定した板橋区非課税等高齢世帯エアコン購入費助成金について、返還を命ずることを決定したので通知します。

記

1 交付確定額

円

2 返還命令額

円

3 返還命令の理由

4 納付期限

年 月 日